

2018年11月

## 親族内承継—株式・事業用資産の分散防止

中小企業は、わが国の企業数の約 99%を占め、従業員数においても全体の約 70%を占めるなど、わが国の経済・雇用を支える重要な存在となっています。かかる中小企業の活力を維持し活性化を図ることは日本経済の発展にとって極めて重要な課題であるといえるところ、中小企業においては、経営者の高齢化、後継者確保の困難化という問題に直面しており、このまま次世代への事業の承継が円滑に進まないことになれば、中小企業が保有する技術・ノウハウも失われるなど、日本経済の発展に重大な支障をきたすことになりかねません。

かかる事態を避けるため、中小企業庁が中心となって、中小企業の事業の円滑な承継を進めるべく、平成 18 年に「事業承継ガイドライン」が策定され、平成 28 年には全面改訂がなされました。また、平成 27 年に「事業引継ぎガイドライン～M&A 等を活用した事業承継の手続き」も策定されています。さらに、遺留分に関する民法の特例などを定めた「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」（平成 20 年。いわゆる“経営承継円滑化法”）や事業承継税制なども整備され、目下、国を挙げて中小企業の円滑な事業承継をバックアップしている状況です。

このような状況を受け、リーガル面から中小企業の事業承継をサポートするべく、当事務所でも事業承継ワーキンググループ（WG）を立ち上げました。本ニュースレターでは、今後、親族内承継、役員・従業員（社内）承継、社外への引継ぎという 3 つの切り口から、これまでの当事務所における事業再編案件（M&A、事業再生を含む）や相続案件などの経験をもとに、事業承継の手法と法律上の問題点、税制などについてできるだけ分かりやすく解説していきたいと思っております。

## 1. はじめに

中小企業庁が平成 28 年 12 月に発表した改訂版「事業承継ガイドライン」（以下では「事業承継ガイドライン」といいます。）においては、事業承継を、親族内承継、役員・従業員承継、社外への引継ぎ（M&A 等）の 3 つの類型に区分して、類型ごとの特徴、課題や対応策等が紹介されています。

本号では、このうち、親族内承継について概観するとともに、親族内承継の場合に特に問題となる株式・事業用資産の分散防止のために経営者が事前に取り得る方策について解説します。

## 2. 親族内承継における課題と対応策

親族内承継とは、事業を現経営者の子をはじめとした親族に承継させる方法であり、一般的に、他の類型と比較して、内外の関係者から心情的に受け入れられやすい、後継者の早期決定により長期の準備期間の確保が可能である、相続等により財産や株式を後継者に移転できるため所有と経営の一体的な承継が期待できるなどといったメリットがある一方、税負担への対応や株式・事業用資産の分散防止、債務の承継への対応に関して特に大きな課題が発生しやすいとも指摘されています。

また、親族内承継については、相続税対策のみ行えば足りると思われがちですが、事業承継を円滑に進めるためには、現経営者が自らの引退時期を定めた上で、十分な準備期間を設けて、後継者の選定・教育、ステークホルダー（先代経営者の親族、取引先や金融機関、従業員や役員等）との調整等を計画的に行うことが重要になります。

そして、実際に事業を後継者に承継する段階に至れば、会社形態の場合<sup>1</sup>には、代表取締役の交代による経営権の承継<sup>2</sup>と、株式の移転による所有権（議決権）の承継（必要に応じ事業用資産の承継）等を行うこととなりますが、株式・事業用資産を贈与・相続により承継する場合、資産の状況によっては多額の贈与税・相続税が発生することが

【事業承継 WG/本号監修・執筆者（弁護士）】

中森 巨 ([WNakamori@kitahama.or.jp](mailto:WNakamori@kitahama.or.jp))

喜多野 恭夫 ([TKitano@kitahama.or.jp](mailto:TKitano@kitahama.or.jp))

川田 由貴 ([ykawata@kitahama.or.jp](mailto:ykawata@kitahama.or.jp))

加藤 駿征 ([SKato@kitahama.or.jp](mailto:SKato@kitahama.or.jp))

◆本ニュースレターは法的助言を目的するものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、弁護士の助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所又は当事務所のクライアントの見解ではありません。本稿の内容、テキスト等の無断転載・無断引用を禁止します。

◆本ニュースレターに関する一般的なお問合せは、下記までご連絡ください。

北浜法律事務所・外国法共同事業 ニュースレター係

(TEL: 06-6202-1088 E-mail: [newsletter@kitahama.or.jp](mailto:newsletter@kitahama.or.jp))

〔大 阪〕北浜法律事務所・外国法共同事業

〒541-0041 大阪市中央区北浜 1-8-16 大阪証券取引所ビル

TEL 06-6202-1088(代)/FAX 06-6202-1080

〔東 京〕弁護士法人北浜法律事務所東京事務所

〒100-0005 東京都千代田区丸の内 1-7-12 サピアタワー14F

TEL 03-5219-5151(代)/FAX 03-5219-5155

〔福 岡〕弁護士法人北浜法律事務所福岡事務所

〒812-0018 福岡市博多区住吉 1-2-25

キャナルシティ・ビジネスセンタービル4F

TEL 092-263-9990/FAX 092-263-9991

<http://www.kitahama.or.jp/>

有り得るため、税負担に配慮した承継方法を検討する必要があります。また、親族内承継においては、他の推定相続人との関係も視野に入れる必要がある点に注意が必要です。

### 3. 自社株・事業用資産の分散を防止するための事前の対策

一般に、会社において承継後の後継者が安定した経営基盤を確保するためには、議決権の少なくとも過半数、できれば3分の2を確保すべきとされていますが、親族内承継において、先代経営者に複数の相続人がいる場合、何らの事前の対策も講じないまま先代経営者の相続が開始した場合には、相続によって、先代経営者が保有していた自社株や事業用資産（以下ではまとめて「自社株等」といいます）が分散してしまうという事態が生じ得ます。また、会社の経営基盤に影響を及ぼさないような少数の自社株であっても、遺産分割や遺留分減殺請求等の結果、多数の相続人に分散した場合、株主管理コストの上昇、株式買取請求による会社資金の流出といった事態が生じ、事業の円滑な承継が阻害される可能性が生じます。そのため、先代経営者の相続発生に先立ち、自社株等の分散を防止するための事前の対策が重要になり、以下のような方法の活用が考えられます。

#### (1) 生前贈与

自社株等の分散を防止する最もシンプルな方法であり、先代経営者の意思に基づき、確実に事業承継を進めることができるというメリットがあります。

もともと、自社株等につき生前贈与を行う場合、①特別受益（民法第1044条、第903条）として、遺留分算定の基礎財産として遺留分減殺の対象となり得る（但し、(4)で後述する「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」（以下「経営承継円滑化法」といいます）の民法の特則が利用できる場合があります）、②贈与税が課せられる（但し、暦年課税制度、相続時精算課税制度、事業承継税制の活用等により、税負担の軽減策を検討することが可能な場合があります）という点に注意する必要があります。

#### (2) 売買

自社株等の分散を防止するための方策として、先代経営者と後継者との間で自社株等を売買するという方法も考えられます。この場合、後継者は売買代金を準備しなければならず、先代経営者も場合によっては譲渡所得税を負担することになりますが、先代経営者の生前に後継者が可能な範囲で自社株を購入しておくことにより、確実に事業承継を進めることができる上、当該自社株の譲渡については遺留分減殺請求の対象から外すことが可能となるというメリットがあります。

#### (3) 遺言・死因贈与

先代経営者が、遺言又は死因贈与により自社株等を後継者に承継させるという意思を明確にしておくことによって、自社株等の分散を避けるという方策も考えられます。

もともと、遺言や死因贈与による場合も、①生前贈与と同様、遺留分減殺の対象となる点（遺言及び死因贈与は、経営承継円滑化法の民法の特則の対象外とされています）、②遺言能力がない等の理由により後にその効力を争われるリスクがある点には注意が必要です。

なお、遺言には、民法上、自筆証書遺言と公正証書遺言がありますが、後に遺言の有効性を争われるリスクをできるだけ低減するという観点からは、公正証書遺言の作成を検討すべきです。

#### (4) 遺留分に関する民法の特則（経営承継円滑化法）

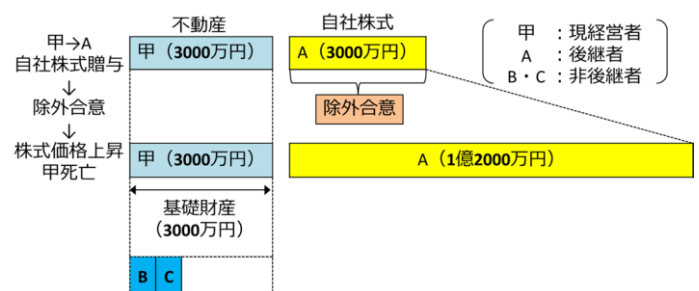
事前の対策として自社株等の生前贈与を行った場合でも、後継者以外の相続人から遺留分減殺請求権を行使された場合、先代経営者の死後に自社株等が分散してしまうというリスクが残ります。また、生前贈与された自社株等が、特別受益として遺留分算定の基礎財産に算入される場合、原則としてその価額は贈与時ではなく相続開始時を基準に算定されるため、自社株等の贈与を受けた後継者の努力や才覚により自社株の価額が上昇した場合であっても、かえって、他の相続分の遺留分を増大させるという事態も考えられ、これにより、後継者の経営に対するモチベーションを低下させるというリスクも存在します。

このような事態を避けるため、経営承継円滑化法に基づく遺留分に関する民法の特則を活用し、先代経営者の推定相続人全員（非後継者）と後継者が、以下のような合意をしておくことが考えられます。

##### ①除外合意

対象自社株の価額を遺留分算定の基礎となる財産の価額から除外する旨の合意をすることが可能です（経営承継円滑化法第4条第1項第1号）。

除外合意により、事業承継に不可欠な自社株式等に係る遺留分減殺請求と、これによる自社株式等の分散を未然に防止することが可能になります。

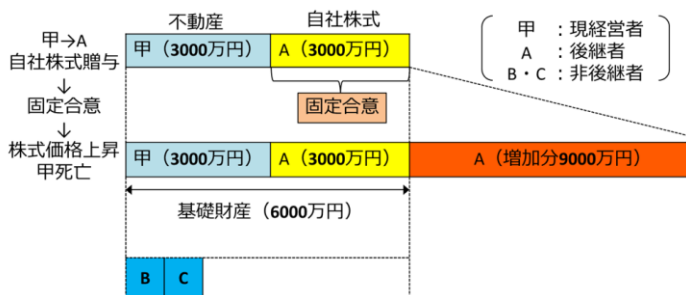


（「事業承継ガイドライン」51頁）

## ②固定合意

対象自社の遺留分算定の基礎財産への算入価額を当該合意時の時価（ただし、弁護士、公認会計士、税理士等によって「相当な価額」として証明されたものに限る）とする（固定する）旨の合意をすることが可能です（経営承継円滑化法第4条第1項第2号）。

固定合意により、生前贈与後に後継者の貢献により株式価値が上昇した場合でも、遺留分の算定に際し、生前贈与株式の価額を当該合意時の評価額に固定することができるため、後継者が自己の貢献による株式価値の上昇分を保持できることになり、経営意欲の阻害要因を排除することが可能になります。



（「事業承継ガイドライン」51頁）

なお、経営承継円滑化法に基づく除外合意や固定合意の制度を実際に利用するためには、一定の要件を満たすことが必要となりますので、当該制度の利用を検討される場合には、弁護士等の専門家にご相談いただくことをお勧めいたします。

## (5) 安定株主の導入

以上のほか、後継者が自社株を承継する際の税負担を理由とする株式分散を防止する手法として、経営者の他に安定株主（現経営者の経営方針に賛同し、長期間にわたって保有を継続してくれる株主）を導入する方法も考えられます。安定株主の導入により、承継すべき株式の数を相対的に減らすことが可能になり、これによる税負担の軽減が見込まれる上、副次的な効果として、安定株主として第三者が加入することにより、客観的な視点からの助言や、中小企業経営者が持っていない知見に基づく助言を受けられるというメリットがあると指摘されています。

もっとも、安定株主としては、役員・従業員持株会、投資育成会社、金融機関、取引先等が考えられるところ、それぞれにメリット・デメリットが考えられますので、安定株主の導入のため、先代経営者が誰に対し株式を譲渡するのかについては、慎重な検討が必要です。

— 次号では、分散した株式の集約について解説する予定です。

<sup>1</sup> 個人事業主の場合には、一般的には現経営者が税務署に対して「廃業届」を提出し、後継者は「開業届」を提出することになります。

<sup>2</sup> 代表取締役の交代には、取締役会設置会社では取締役会決議（会社法第362条第2項第3号・第3項）、取締役会非設置会社では原則として定款の定めに従った手続（会社法第349条第3項）が必要になります。